

綾 部 市 公 報

番 号 第 6 8 6 号
発行日 令和元年 8 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○条 例

- ・綾部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
(選挙管理委員会)・・・1
- ・綾部市市税条例の一部改正
(税務課)・・・3
- ・綾部市立幼稚園保育料等に関する条例の一部改正
(学校教育課)・・・8
- ・綾部市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正
(社会教育課)・・・9
- ・綾部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
(こども支援課)・・・10
- ・綾部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
(社会教育課)・・・12
- ・綾部市中小企業振興条例の一部改正
(商工労政課)・・・13
- ・綾部市火災予防条例の一部改正
(消防本部予防課)・・・14

○規 則

- ・綾部市コミュニティセンターの管理及び運営規則の一部改正
(市民協働課)・・・16
- ・綾部市市民センターの管理及び運営規則の一部改正
(文化・スポーツ振興課)・・・17

- ・綾部市運動施設の管理及び運営規則の一部改正
(文化・スポーツ振興課)・・・18
- ・綾部市保育所等保育料に関する規則の一部改正
(こども支援課)・・・19
- ・綾部市中小企業振興条例施行規則の一部改正
(商工労政課)・・・20
- ・綾部市豊里コミュニティセンターの管理及び運営規則の一部改正
(社会教育課)・・・21
- ・綾部市うずい野農村広場使用規則の一部改正
(文化・スポーツ振興課)・・・22
- ・綾部市以久田野多目的広場の管理及び運営規則の一部改正
(農林課)・・・23
- ・綾部市山家運動公園の管理及び運営規則の一部改正
(農林課)・・・24
- ・綾部市東部グラウンドの管理及び運営規則の一部改正
(文化・スポーツ振興課)・・・25
- ・綾部市立病院の使用料等に関する条例施行規則の一部改正
(保健推進課)・・・26

○告 示

- ・令和元年綾部市議会 6 月定例会において議決を経た予算の要領の公表
(財政課)・・・27
- ・綾部市商店街等活性化事業費補助金交付要綱の一部改正
(商工労政課)・・・28
- ・市道路線認定告示
(建設課)・・・29

・市道路線区域決定告示 (建設課)・・・	30
・市道路線供用開始告示 (建設課)・・・	31
・綾部市プレミアム付商品券事業実施要綱の制定 (社会福祉課)・・・	32
・市道路線供用開始告示 (建設課)・・・	45
・綾部市指定ごみ袋の取扱販売店業務委託告示 (環境保全課)・・・	46
・あやべ特別市民制度事業費に係る指定代理納付者の指定告示 (秘書広報課)・・・	47
○訓令甲	
・綾部市統括保健師等設置規程の制定 (保健推進課)・・・	48
○公 告	
・公共下水道管渠築造(1-1)工事公募型指名競争入札について (監理課)・・・	49
・公示送達 (市民・国保課)・・・	60
・林道佛谷線復旧工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・	61
・公示送達 (税務課)・・・	71
・農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の縦覧について (農業委員会)・・・	72
・綾部農業振興地域整備計画の縦覧について (農林課)・・・	73

・令和元年度綾部市功労者表彰について (秘書広報課)・・・	74
○教育委員会規則	
・綾部市公民館の管理及び運営規則の一部改正	75
・綾部市健康ファミリーセンターの管理及び運営規則の一部改正	76
○選挙管理委員会告示	
・綾部市条例の制定又は改廃等の請求に要する有権者総数の50分の1の数	77
・綾部市議会の解散等の請求に要する有権者総数の3分の1の数	78
・合併協議会設置協議について投票請求に要する有権者総数の6分の1の数	79
・令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票所	80
・令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所	82
・令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における期日前投票所	83

・ 令和元年 7 月 2 1 日執行の参 議院議員通常選挙における投 票管理者及び同職務代理者の 選任	・ ・ ・ 84
・ 令和元年 7 月 2 1 日執行の参 議院議員通常選挙における期 日前投票所の投票管理者及び 同職務代理者の選任	・ ・ ・ 86
・ 令和元年 7 月 2 1 日執行の参 議院議員通常選挙の投票所 を閉じる時刻の繰り上げ	・ ・ ・ 88
・ 令和元年 7 月 2 1 日執行の参 議院議員通常選挙における綾 部市開票区の開票の場所及び 日時	・ ・ ・ 89
・ 令和元年 7 月 2 1 日執行の参 議院議員通常選挙における綾 部市開票区の開票管理者及び 同職務代理者の選任	・ ・ ・ 90
・ 令和元年 7 月 2 1 日執行の参 議院議員通常選挙における開 票立会人として届出のあった 者が 1 0 人を超えるとき等の くじを行う場所及び日時	・ ・ ・ 91
・ 令和元年 7 月 2 1 日執行の参 議院議員通常選挙における投 票管理者職務代理者の変更に ついて	・ ・ ・ 92
・ 令和元年 7 月 2 1 日執行の参 議院議員通常選挙における開 票を開始する時刻の繰り下げ	・ ・ ・ 93

綾部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 7 5 号

綾部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

綾部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 2 年綾部市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

選挙長	1 回 1 0 , 6 0 0 円
投票所の投票管理者	1 回 1 2 , 6 0 0 円
期日前投票所の投票管理者	1 回 1 1 , 1 0 0 円
開票管理者	1 回 1 0 , 6 0 0 円
投票所の投票立会人	1 回 1 0 , 7 0 0 円
期日前投票所の投票立会人	1 回 9 , 5 0 0 円
開票立会人	1 回 8 , 8 0 0 円
選挙立会人	1 回 8 , 8 0 0 円

を

」

「

選挙長	1 回 1 0 , 8 0 0 円
-----	----------------------

投票所の投票管理者	1 回 1 2 , 8 0 0 円
期日前投票所の投票管理者	1 回 1 1 , 3 0 0 円
開票管理者	1 回 1 0 , 8 0 0 円
投票所の投票立会人	1 回 1 0 , 9 0 0 円
期日前投票所の投票立会人	1 回 9 , 6 0 0 円
開票立会人	1 回 8 , 9 0 0 円
選挙立会人	1 回 8 , 9 0 0 円

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の綾部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、令和元年5月15日から適用する。

綾部市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 7 6 号

綾部市市税条例の一部を改正する条例

(綾部市市税条例の一部改正)

第 1 条 綾部市市税条例(昭和 3 7 年綾部市条例第 1 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 6 条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 第 1 項又は第 5 項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第 1 9 0 条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第 1 項の申告書を提出するときは、法第 3 1 7 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第 2 7 条の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第 2 7 条の 3 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「第 2 0 3 条の 5 第 1 項」を「第 2 0 3 条の 6 第 1 項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第 2 7 条の 3 第 2 項中「第 2 0 3 条の 5 第 2 項」を「第 2 0 3 条の 6 第 2 項」に改め、同条第 4 項中「第 2 0 3 条の 5 第 5 項」を「第 2 0 3 条の 6 第 6 項」に改める。

第 2 8 条第 1 項中「によつて」を「により」に、「第 2 6 条第 7 項」を「同条第 8 項」に、「第 8 項」を「第 9 項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第 2 0 条の 2 に次の 3 項を加える。

2 京都府知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車法第 4 4 6 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）又は法第 4 5 1 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同条第 4 項

において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

- 3 京都府知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第20条の4の規定により読み替えられた第69条の7第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第20条の2を附則第20条の2の2とし、附則第20条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

- 第20条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第20条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第68条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第20条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第69条の5(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第21条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税

の種別割に限り、当該軽自動車令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア（イ）	3, 9 0 0 円	1, 0 0 0 円
第 2 号ア（ウ） a	6, 9 0 0 円	1, 8 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	2, 7 0 0 円
第 2 号ア（ウ） b	3, 8 0 0 円	1, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	1, 3 0 0 円

- 3 法附則第 3 0 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる法第 4 4 6 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち 3 輪以上のものに対する第 7 0 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア（イ）	3, 9 0 0 円	2, 0 0 0 円
第 2 号ア（ウ） a	6, 9 0 0 円	3, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	5, 4 0 0 円
第 2 号ア（ウ） b	3, 8 0 0 円	1, 9 0 0 円
	5, 0 0 0 円	2, 5 0 0 円

- 4 法附則第 3 0 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げるガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 7 0 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア（イ）	3, 9 0 0 円	3, 0 0 0 円
第 2 号ア（ウ） a	6, 9 0 0 円	5, 2 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	8, 1 0 0 円
第 2 号ア（ウ） b	3, 8 0 0 円	2, 9 0 0 円
	5, 0 0 0 円	3, 8 0 0 円

附則第 2 1 条の 2 を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第 2 1 条の 2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が

前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第71条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第75条及び第76条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第2条 綾部市市税条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第21条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第21条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1）第1条中綾部市市税条例第26条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第27条の2、第27条の3及び第28条第1項の改正規定並びに附則第2条の規定 令和2年1月1日
- （2）第2条中綾部市市税条例第12条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- （3）第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和3年4月1日（市民税に関する経過措置）

第2条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の綾部市市税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第26条第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第27条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき綾部市市税条例第26条第1項に規定する給与について提出する2年新条例第27条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第27条の3第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第27条の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の綾部市市税条例第12条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、第1条（附則第1条第1号に掲げる改正規定を除く。）及び本条の規定による改正後の綾部市市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の綾部市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

綾部市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 7 7 号

綾部市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市立幼稚園保育料等に関する条例（平成 2 7 年綾部市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 6 項中「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和元年 7 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 7 8 号

綾部市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
一部を改正する条例

綾部市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成 3 1 年綾部市条
例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 の改正規定（別表第 1 に係る部分に限る。）中

「

応 接 室	1, 8 0 0	2, 7 0 0	2, 9 0 0	4, 0 0 0	5, 2 0 0	6, 4 0 0	を
-------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	---

」

「

応 接 室	1, 8 0 0	2, 7 0 0	2, 9 0 0	4, 0 0 0	5, 2 0 0	6, 4 0 0	に
和 室 1 0 3	8 0 0	1, 1 0 0	1, 2 0 0	1, 6 0 0	2, 0 0 0	2, 6 0 0	

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 7 9 号

綾部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年綾部市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の 2 項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 5 9 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 2 0 人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

（1）子ども・子育て支援法第 5 9 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する業務を目的とするものに限る。）

（2）法第 6 条の 3 第 1 2 項及び第 3 9 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第 1 6 条第 2 項第 4 号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「。附則第 2 条第 2 項において同じ」を削る。

第 4 5 条に次の 1 項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第 6 条の 3 第 1 2 項第 2 号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（附則第 3 条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第 6 条第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第 2 条第 2 項中「(第 2 2 条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)」を削る。

附則第 3 条中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5 年」を「1 0 年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 8 0 号

綾部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

綾部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年綾部市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市中小企業振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 8 1 号

綾部市中小企業振興条例の一部を改正する条例

綾部市中小企業振興条例（昭和 5 3 年綾部市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号中「京都府商店街等総合振興事業費補助金交付要綱」を「京都府商店街創生センター総合支援事業費補助金交付要綱」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 7 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 8 2 号

綾部市火災予防条例の一部を改正する条例

綾部市火災予防条例（昭和 3 7 年綾部市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項中「日本産業規格」の次に「（産業標準化法（昭和 2 4 年法律第 1 8 5 号）第 2 0 条第 1 項の日本産業規格をいう。）」を加える。

第 3 0 条の 5 第 1 号中「作動時間が 6 0 秒以内」を「種別が 1 種」に改め、同条に次の 2 号を加える。

- （ 6 ） 第 3 0 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 2 0 年総務省令第 1 5 6 号）第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- （ 7 ） 第 3 0 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 2 2 年総務省令第 7 号）第 3 条第 2 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

別表第 9 中

「

				危険物の貯蔵最大 数量が 1 0 , 0 0 0 キロリットル以上 5 0 , 0 0 0 キロ リットル未満のも の	1 , 5 8 0 , 0 0 0 円
				危険物の貯蔵最大 数量が 5 0 , 0 0 0 キロリットル以上 1 0 0 , 0 0 0 キ ロリットル未満の もの	1 , 9 4 0 , 0 0 0 円

を

				危険物の貯蔵最大 数量が100,000 キロリットル以上 200,000キ ロリットル未満の もの	2,260,000円
--	--	--	--	--	------------

				危険物の貯蔵最大 数量が10,000 キロリットル以上 50,000キロ リットル未満のも の	1,590,000円
				危険物の貯蔵最大 数量が50,000 キロリットル以上 100,000キ ロリットル未満の もの	1,950,000円
				危険物の貯蔵最大 数量が100,000 キロリットル以上 200,000キ ロリットル未満の もの	2,270,000円

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第9の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

綾部市コミュニティセンターの管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 4 9 号

綾部市コミュニティセンターの管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市コミュニティセンターの管理及び運営規則（平成 1 1 年綾部市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「一般財団法人綾部市体育協会」を「一般財団法人綾部市スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市市民センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 5 0 号

綾部市市民センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市市民センターの管理及び運営規則（平成 3 1 年綾部市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「一般財団法人綾部市体育協会」を「一般財団法人綾部市スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市運動施設の管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 5 1 号

綾部市運動施設の管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市運動施設の管理及び運営規則（平成 3 1 年綾部市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項第 1 号中「一般財団法人綾部市体育協会」を「一般財団法人綾部市スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市保育所等保育料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 5 2 号

綾部市保育所等保育料に関する規則の一部を改正する規則

綾部市保育所等保育料に関する規則（平成 2 7 年綾部市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表備考第 5 項中「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」に改める。

別表の 2 の表備考第 5 項中「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市中小企業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 5 3 号

綾部市中小企業振興条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市中小企業振興条例施行規則（昭和 5 3 年綾部市規則第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表及び第 5 条の表中「京都府商店街等総合振興事業費補助金交付要綱」を「京都府商店街創生センター総合支援事業費補助金交付要綱」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市豊里コミュニティセンターの管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 5 4 号

綾部市豊里コミュニティセンターの管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市豊里コミュニティセンターの管理及び運営規則（平成 6 年綾部市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「一般財団法人綾部市体育協会」を「一般財団法人綾部市スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市うずい野農村広場使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 5 5 号

綾部市うずい野農村広場使用規則の一部を改正する規則

綾部市うずい野農村広場使用規則（昭和 6 3 年綾部市規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「一般財団法人綾部市体育協会」を「一般財団法人綾部市スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市以久田野多目的広場の管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 5 6 号

綾部市以久田野多目的広場の管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市以久田野多目的広場の管理及び運営規則（平成 1 2 年綾部市規則第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「一般財団法人綾部市体育協会」を「一般財団法人綾部市スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市山家運動公園の管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 5 7 号

綾部市山家運動公園の管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市山家運動公園の管理及び運営規則（平成 1 5 年綾部市規則第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「一般財団法人綾部市体育協会」を「一般財団法人綾部市スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市東部グラウンドの管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 5 8 号

綾部市東部グラウンドの管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市東部グラウンドの管理及び運営規則（平成 6 年綾部市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「一般財団法人綾部市体育協会」を「一般財団法人綾部市スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市立病院の使用料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 1 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 5 9 号

綾部市立病院の使用料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市立病院の使用料等に関する条例施行規則（平成 2 年綾部市規則第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（初診時特定療養費の特例）

2 令和元年 1 0 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間の初診時特定療養費の額は、別表の規定にかかわらず、同表初診時特定療養費の項中「2, 0 0 0 円」とあるのは「1, 0 0 0 円」とする。

別表初診時特定療養費の項中「4 0 0 円」を「2, 0 0 0 円（ただし、京都子育て支援医療費受給者証の交付を受けている者は無料とする。）」に改める。

附 則

この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 1 5 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、令和元年 6 月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和元年 7 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 平成 3 0 年度綾部市一般会計補正予算（第 8 号）
- 2 平成 3 0 年度綾部市住宅・工業団地事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 3 平成 3 1 年度綾部市一般会計補正予算（第 1 号）
- 4 平成 3 1 年度綾部市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 5 令和元年度綾部市一般会計補正予算（第 2 号）

（以下掲示済）

綾部市告示第 1 5 4 号

綾部市商店街等活性化事業費補助金交付要綱（平成 1 0 年綾部市告示第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 7 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

別表中「京都府商店街等総合振興事業費補助金交付要綱（平成 1 0 年京都府告示第 4 1 1 号）別表の 2 の項」を「京都府商店街創生センター総合支援事業費補助金交付要綱（平成 1 0 年京都府告示第 4 1 1 号）別表の 3 の項」に改める。

附 則

この告示は、令和元年 7 月 8 日から施行する。

綾部市告示第 1 5 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条及び第 1 0 条の規定に基づき、道路を次のように認定する。

なお、その関係図面は下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和元年 7 月 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和元年 7 月 9 日から令和元年 7 月 2 3 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 4 認定する路線

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
1 4 4 9	鷹 栖 田 井 ノ 森 線	東山町吹越 3 2 番 1 鷹栖町田井ノ森 8 0 番 2	

綾部市告示第 1 5 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和元年 7 月 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和元年 7 月 9 日から令和元年 7 月 2 3 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

4 決定する路線の区域

整理番号	路 線 名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
1 4 4 9	鷹 栖 田 井 ノ 森 線	東山町吹越 3 2 番 1 鷹栖町田井ノ森 8 0 番 2	最大 5.70 最小 2.10	121.50

綾部市告示第 1 5 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、令和元年 7 月 9 日から次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和元年 7 月 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和元年 7 月 9 日から令和元年 7 月 2 3 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

4 供用開始する路線の区間

整理番号	路 線 名	区 間	
1 4 4 9	鷹 栖 田 井 ノ 森 線	東山町吹越 3 2 番 1	鷹栖町田井ノ森 8 0 番 2

綾部市告示第 1 5 9 号

綾部市プレミアム付商品券事業実施要綱を次のように定める。

令和元年 7 月 1 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市プレミアム付商品券事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券の発行・販売等の事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) プレミアム付商品券 前条の趣旨を達成するために、市によって販売される券種をいう。
- (2) プレミアム付商品券購入対象者 (以下、「購入対象者」という。) 別記に掲げる者をいう。
- (3) プレミアム付商品券購入引換券 (以下、「購入引換券」という。) 市が発行する様式第 1 号の文書をいう。
- (4) 特定取引 プレミアム付商品券が対価の弁済手段として使用される物品 (有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。) の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。
- (5) 特定事業者 特定取引を行い、受け取ったプレミアム付商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

(プレミアム付商品券の販売等)

第 3 条 市長は、この要綱に定めるところにより、購入対象者にプレミアム付商品券を販売するものとする。

2 プレミアム付商品券の販売額は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 別記 1 の規定による扶養外住民税非課税者一人につき、2 5, 0 0 0 円分のプレミアム付商品券を 2 0, 0 0 0 円で販売する。
- (2) 別記 2 の規定による三歳未満児子育て世帯主及び別記 3 の規定による基準日 C 子育て世帯主、別記 4 の規定による基準日 D 子育て世帯主 (以下この号及び第 7 条第 5 項において「対象世帯主」という。) 一人につき、2 5, 0 0 0 円に当該対象世帯主の世帯に属する対象児童の数を乗じた金額分のプレミアム付商品券を 2 0, 0 0 0 円に

当該対象児童の数を乗じた金額で販売する。

(3) 別記2の(4)の規定により購入対象者となる対象児童(別記3の(3)及び別記4の(3)において準用する場合を含む。以下第7条第5項において同じ。)一人につき、25,000円分のプレミアム付商品券を20,000円で販売する。

(4) 別記2の(5)の規定により購入対象者となるDV避難者(別記3の(3)及び別記4の(3)において準用する場合を含む。以下第7条第5項において同じ。)一人につき、25,000円に当該DV避難者に同伴する対象児童の数を乗じた金額分のプレミアム付商品券を20,000円に当該対象児童の数を乗じた金額で販売する。

3 プレミアム付商品券の販売単位は、一単位当たり4,000円とする。

4 プレミアム付商品券の一枚あたりの額面は、500円とする。

(プレミアム付商品券の使用範囲等)

第4条 プレミアム付商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができるものとする。

2 プレミアム付商品券の使用期間は、令和元年10月1日から令和2年3月10日までの間とする。

3 特定取引に使用されたプレミアム付商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われないものとする。

4 プレミアム付商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができないものとする。

5 プレミアム付商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができるものとする。

6 プレミアム付商品券は、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできないものとする。

(1) 不動産や金融商品

(2) たばこ

(3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

(5) 国税、地方税や使用料などの公租公課

(6) 特定の宗教・政治団体と関わるもの及び公序良俗に反するもの

(プレミアム付商品券の購入引換券の交付申請)

第5条 別記1の規定による扶養外住民税非課税者の購入対象者のうち、購入引換券の交付を希望する者(以下、「申請者」という。)は、購入引換券交付申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 前項による交付申請期間は、令和元年8月1日から令和2年1月31日までの間とする。

(代理人による購入引換券の交付申請)

第6条 前条の規定による申請を代理で行うことができる者(以下、「代理人」という。)は、次の各号に掲げる者に限るものとする。

- (1) 平成31年1月1日時点での申請者の属する世帯の世帯構成者
 - (2) 法定代理人（親権者及び未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人、代理権付与の審判がなされた補助人）
 - (3) 親族及び申請者の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者
- 2 代理人が前項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同第2号及び第3号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。
- （購入引換券の交付の決定等）

第7条 市長は、第5条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、購入引換券の交付を決定し、申請者に対し購入引換券を交付する。ただし、内容に疑義がある場合には、申請者に対して必要な資料や説明を求めるものとする。

- 2 別記1の(4)に規定する児童等については、当該児童等分の購入引換券につき別記1の(4)に規定する保護者から代理人として申請があつた場合であっても、不交付決定とするものとする（市において、当該児童等の入所等の事実を把握した時点で、当該代理人による申請について、交付決定が既に行われている場合を除く。）。
 - 3 別記1の(5)に規定する者が別記1の(5)に規定する申出を行った場合は、当該者分の購入引換券につき、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理人として申請があつた場合であっても、不交付決定とするものとする（申出が、当該者の基準日時点の住民票が所在する市町村（特別区を含む。）に到達した時点で、当該代理人による申請について、交付決定が既に行われている場合を除く。）。
 - 4 別記1の(6)に規定する者については、当該者分の購入引換券につき別記1の(6)に規定する養護者から代理人として申請があつた場合でも、不交付決定とする（市において、当該者の入所等の事実を把握した時点で、当該代理人による申請について、交付決定が既に行われている場合を除く。）。
 - 5 市長は、第5条の規定にかかわらず、別記2から4の対象世帯主、別記2の(4)の規定により購入対象者となる対象児童及び別記2の(5)の規定により購入対象者となるDV避難者に対して、購入引換券を交付する。
- （転入者による購入引換券の引換申請）

第8条 市に転入した購入対象者が市長に対して購入引換券の引換の申請をするときは、市長に他の市町村により交付された購入引換券を提出するものとする。この場合、市長は、公的身分証明書の写し等市長が別に定める本人を確認できる書類を提出又は提示を求めること等市長が別に定める方法により、当該購入対象者が本人であることを確認するものとする。

（プレミアム付商品券の販売）

第9条 購入引換券の交付を受けた購入対象者、その代理人又は使用者は、市が別に指定した場所において当該購入対象者に交付された購入引換券を提示することにより、プレミアム付商品券を購入することができる。この場合、市長は、公的身分証明書の写し等市長が別に定める本人を確認できる書類を提出又は提示を求めること等市長が別に定める方法により、当該購入対象者、代理人又は使用者が本人であることを確認するものとする。ただし、購入対象者の代理人又は使用者については、代理権等を示す書類を提示する

等市長が別に定める方法により、当該購入対象者の代理人又は使用者であることを確認するものとする。

2 プレミアム付商品券を販売する際は、購入引換券の購入確認欄に第3条第3項の販売単位1単位当たり1回、市が別に定める確認印を押印するものとする。

3 前項の確認印を5回押印した購入引換券については、購入対象者の氏名及び住所の箇所に確認印を押印し、失効と朱書きすることをもって失効させるものとする。

4 プレミアム付商品券の販売期間は、令和元年10月1日から令和2年2月14日の間とし、詳細な販売日時については、市長が別に定める。

(特定事業者の登録等)

第10条 市長は、別に定める募集要項により特定事業者を募集するものとする。

2 市長は、前項の規定により応募した事業者を審査の上、適当と認めた場合は、当該特定事業者として登録し、当該特定事業者に対して特定事業者登録証明書を交付するものとする。

(特定事業者の責務)

第11条 特定事業者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 特定取引においてプレミアム付商品券の受け取りを拒まないこと。

(2) プレミアム付商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。

(3) 市と適切な連携体制を構築すること。

(4) 前各号に定めるもののほか、前条第1項の募集要項に定める事項を遵守しなければならない。

2 市長は、特定事業者が前条第1項の募集要項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(プレミアム付商品券の換金手続)

第12条 市長は、特定取引においてプレミアム付商品券が使用された場合は、関係特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、特定事業者は、市長に対し、第10条第2項の規定により交付を受けた特定事業者登録証明書を提示するとともに、令和2年3月10日までの特定取引において受け取ったプレミアム付商品券を提出して、券面記載の金額での換金を求めるものとする。

3 第1項の規定による支払いは、市長が別に定める方法により行うものとする。

(プレミアム付商品券に関する周知等)

4 特定事業者は、市長に対し、令和2年3月31日までにプレミアム付商品券の換金を求めなければならない。

第13条 市長は、プレミアム付商品券事業の実施に当たり、購入対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第14条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、購入対象者から第5条第2項の申請期限までに第5条第1項の規定による申請が行われなかった場合、購入対

象者がプレミアム付商品券の購入を辞退したものとみなす。

- 2 市長が第7条の規定による交付決定を行った後、申請書の不備等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、購入対象者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第15条 市長は、購入引換券の交付後であって令和2年3月31日までに当該交付された者が購入対象者の要件に該当しない者（以下「返還対象者」という。）であることを把握した場合は、把握した時期に応じて、以下のとおり対応する。

- (1) 返還対象者がプレミアム付商品券を購入する前にあつては、返還対象者に購入引換券の返還を求める。
- (2) 返還対象者がプレミアム付商品券を購入した後、かつ、プレミアム付商品券を使用する前にあつては、返還対象者にプレミアム付商品券の返還を求め、プレミアム付商品券の返還が行われた後、返還されたプレミアム付商品券の購入代金を返還するとともに、返還対象者が引き続き購入引換券を所持している場合には、前号と同様の措置を講ずる。
- (3) 返還対象者がプレミアム付商品券を使用した後については、返還対象者にプレミアム付商品券を使用した額のうち、国の補助対象に相当する金額の返還を求めるとともに、返還対象者が引き続き商品券や購入引換券を所持している場合には、前号と同様の措置を講ずる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年7月12日から施行する。

別記（第 2 条、第 5 条及び第 7 条関係）

購入対象者は、次の 1 から 4 に掲げる者であること。

1 扶養外住民税非課税者

（1）購入対象者となる扶養外住民税非課税者は、次の要件に該当する者であること。

ア 平成 31 年 1 月 1 日（以下「基準日 A」という。）において、市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日 A 以前に、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日 A において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日 A の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）

イ 令和元年度分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328 条（同法第 736 条第 3 項で準用する場合を含む。）の規定によって課する所得割を除く。以下このイにおいて「市町村民税」という。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）と生計を一にする配偶者及び同法の規定による扶養親族並びに同法の規定による青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。）を除く。）

（2）（1）の規定にかかわらず、基準日 A において、次のいずれかに該当する者は、購入対象者としなないこと。

ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者（ただし、基準日 A に保護が停止されていた者及び平成 31 年 1 月 2 日から令和元年 10 月 1 日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。）

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく支援給付（以下このイにおいて「支援給付」という。）の受給者（ただし、基準日 A に支援給付の支給が停止されていた者及び平成 31 年 1 月 2 日から令和元年 10 月 1 日までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。）

ウ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成 20 年法律第 82 号）第 15 条第 3 項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成 21 年厚生労働省令第 75 号）第 15 条第 3 項に規定する援護加算をいう。以下このウにおいて同じ。）の受給者に限り、基準日 A に援護加算の認定を停止されていた者及び平成 31 年 1 月 2 日から令和元年 10 月 1 日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。）

エ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第 19 条の規定による援護（以下このエにおいて「援護」という。）を受けている者（基準日 A に援護が停止されていた者及び平成 31 年 1 月 2 日から令和元年 10 月 1 日までの間に援護が廃止され、又

は停止された者を除く。)

- (3) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる者に該当するものは、購入対象者としなないこと。

ア 基準日 A から購入引換券の交付が決定される日 (以下「交付決定日」という。) までに死亡した者

イ 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第 30 条の 45 の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

- (4) 基準日 A において、以下のアからカまでのいずれかに該当する児童等 (児童 (基準日 A において満 18 歳に満たない者 (平成 13 年 1 月 3 日以降に生まれた者) をいう。以下同じ。) 及び児童以外の者 (児童以外の基準日 A において、原則として満 22 歳に達する日の属する年度の末日までにある者 (疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。)) をいう。以下同じ。) については、(1) のアの要件の適用に当たっては、当該児童等を以下のアからカまでの措置等を実施している施設等の所在する市町村の住民とみなし (当該児童等が当該市町村の住民でない場合に限る。)、(1) のイの要件の適用に当たっては、当該児童等の保護者 (児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) に規定する保護者をいう。以下同じ。) の扶養親族等には該当しないものとみなすこと。ただし、基準日 A において、以下のウ、エ又はカに該当する満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過した児童等である父又は母 (以下この (4) において「児童等である父又は母」という。) がその子である児童 (以下この (4) において「子である児童」という。) と同一の施設に入所している場合については、当該児童等である父又は母及び子である児童は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなすが、子である児童については、児童等である父又は母の扶養親族等とみなすこと。

ア 児童福祉法の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等 (保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 か月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について (平成 29 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」により、委託されているものに限る。)

イ 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設 (以下「障害児入所施設」という。) に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定医療機関 (以下「指定医療機関」という。) に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設 (以下「乳児院等」という。) に入所している児童等 (当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者並びに 2 か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育すること

が一時的に困難となったことに伴い、２か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入所又は入院している者に限る。）

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により同法に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）若しくは知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成１４年法律第１６７号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（２か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）

エ 売春防止法（昭和３１年法律第１１８号）に規定する婦人保護施設に入所している児童等（２か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

オ 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（２か月以内の期間を定めて行われる入居をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）

カ 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（２か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

（５）基準日Ａにおいて、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてゐる者（以下「ＤＶ避難者」という。）及びその同伴者であつて、基準日Ａにおいて居住している市町村（以下「居住市町村」という。）にその住民票を移していないものについては、次に掲げるアの要件を満たし、かつ、イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を居住市町村に申し出た場合には、（１）のアの要件の適用に当たっては、当該ＤＶ避難者を居住市町村の住民とみなし（当該者が当該居住市町村の住民でない場合に限る。）、（１）のイの要件の適用に当たっては、その配偶者の扶養親族等には該当しないものとみなすこと。

ア 国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）上、その配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法（大正１１年法律第７０号）、船員保険法（昭和１４年法律第７３号）、国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号。他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）の規定によるその配偶者の被扶養者となっていないこと。

イ その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号）第１０条に基づく保護命令（同条第１項第１号に基づく接近禁止命令又は同項第２号に基づく退去命令）が出されていること。

ウ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。）が発行されていること。

エ 基準日 A の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年自治振第 150 号等自治省行政局長等通知）に基づくドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の対象となっていること。

（6）基準日 A において、以下のア又はイのいずれかに該当する者については、（1）のイの要件の適用に当たっては、当該者の養護者の扶養親族等には該当しないものとみなすこと。

ア 障害者（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第 9 条第 2 項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2 か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

イ 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）第 2 条第 1 項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同条第 2 項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第 9 条第 2 項の規定による入所等の措置が採られている者（2 か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

2 三歳未満児子育て世帯主

（1）購入対象者となる三歳未満児子育て世帯主は、令和元年 6 月 1 日（以下「基準日 B」という。）において、市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日 B 以前に、住民基本台帳法第 8 条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日 B において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日 B の翌日以後に初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下（2）において「基準日 B 住民」という。）であって、（2）に規定する対象児童の属する世帯の世帯主であること。

（2）対象児童は、基準日 B 住民であって、平成 28 年 4 月 2 日以降に出生した者であること。ただし、対象児童が、次のア又はイに掲げる者に該当するものであるときは、対象児童には該当しないものとみなすこと。

ア 基準日 B から交付決定日までの間に死亡した者

イ 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第 30 条の 45 の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

（3）（1）の規定にかかわらず、次のアからウまでに掲げる者のいずれかに該当するものは、購入対象者に該当しないものとし、交付決定日において当該者に係る対象児童の属する世帯の世帯主となっている者を購入対象者に該当するものとみなすこと。

ア 基準日 B から交付決定日までの間に死亡した者

イ 交付決定日において、国外に転出している者

ウ 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

(4) (1) から (3) の規定にかかわらず、対象児童が基準日Bにおいて、1の(4)のアからカまでのいずれかに該当する場合、又は、基準日Bにおいて1の(4)のアからカまでのいずれにも該当しなかった対象児童が、交付決定日において1の(4)のアからカまでのいずれかに該当する場合には、当該対象児童を購入対象者とする。ただし、基準日Bにおいて、当該対象児童の属する世帯に世帯主がいる場合は、当該世帯主を当該対象児童に係る三歳未満児子育て世帯主としないこと。

(5) (1) から (3) の規定にかかわらず、対象児童が1の(5)に規定するDV避難者の同伴者である場合であって、基準日Bにおいて居住市町村にその住民票を移しておらず、1の(5)に掲げるアの要件を満たし、かつ、イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を当該DV避難者が居住市町村に申し出たときは、当該DV避難者及びその同伴者である対象児童を居住市町村の住民とみなす（当該DV避難者及び当該対象児童が当該市町村の住民でない場合に限る。）とともに、当該DV避難者に同伴する対象児童を、当該DV避難者の配偶者である三歳未満児子育て世帯主の世帯に属する対象児童から除外した上で、当該DV避難者を世帯主とする当該DV避難者及び当該DV避難者に同伴する対象児童のみが属する世帯が構成されているものとみなし、当該DV避難者を購入対象者とする。こと。

3 基準日C対象児童に係る子育て世帯主

(1) 2の規定にかかわらず、令和元年7月31日（以下「基準日C」という。）において、市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日C以前に、住民基本台帳法第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日Cにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日Cの翌日以後に初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下(2)において「基準日C住民」という。）であって、(2)に規定する基準日C対象児童の属する世帯の世帯主（以下「基準日C子育て世帯主」という。）についても購入対象者とする。こと。

(2) 基準日C対象児童は、基準日C住民であって、令和元年6月2日以降に出生した者であること。ただし、当該基準日C対象児童が、次のア又はイに掲げる者に該当するものであるときは、基準日C対象児童には該当しないものとみなすこと。

ア 基準日Cから交付決定日までの間に死亡した者

イ 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

(3) 第3条第2項第2号及び2の(3)から(5)の規定は、基準日C子育て世帯主及び基準日C対象児童について準用すること。これらの規定中「三歳未満児子育て世帯主」とあるのは「基準日C子育て世帯主」と、「対象児童」とあるのは「基準日C対象児童」と、「基準日B」とあるのは「基準日C」と読み替えること。

4 基準日D対象児童に係る子育て世帯主

- (1) 2及び3の規定にかかわらず、令和元年9月30日（以下「基準日D」という。）において、市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日D以前に、住民基本台帳法第8条の規定に基づき住民票を削除されていた者で、基準日Dにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日Dの翌日以後に初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下（2）において「基準日D住民」という。）であって、（2）に規定する基準日D対象児童の属する世帯の世帯主（以下「基準日D子育て世帯主」という。）についても、購入対象者とする。
- (2) 基準日D対象児童は、基準日D住民であって、令和元年8月1日以降に出生した者であること。ただし、当該基準日D対象児童が、次のア又はイに掲げる者に該当するものであるときは、基準日D対象児童には該当しないものとみなすこと。
- ア 基準日Dから交付決定日までの間に死亡した者
- イ 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの
- (3) 第3条第2項第2号及び2の（3）から（5）の規定は、基準日D子育て世帯主及び基準日D対象児童について準用すること。これらの規定中「三歳未満児子育て世帯主」とあるのは「基準日D子育て世帯主」と、「対象児童」とあるのは「基準日D対象児童」と、「基準日B」とあるのは「基準日D」と読み替えること。

(表面)

綾部市プレミアム付商品券購入引換券交付申請書

受付印

平成31年1月1日時点の住民票所在市区町村
綾 部 市 長様

1. プレミアム付商品券の購入引換券の交付を希望する方(申請・購入対象者)は、以下に氏名等を記入して下さい。

		記入日	年 月 日
(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	現 住 所 (購入引換券の送付先)
	男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
※ 上記の記名(楷書)をもって裏面の誓約・同意事項(1)～(5)に誓約・同意し、購入対象者1人につき額面2万5千円分のプレミアム付商品券を2万円で購入できる購入引換券の交付を申請します。			平成31年1月1日時点の住民票所在地 ※現住所と同じ場合は記載不要

2. 上記1. の申請・購入対象者の家族等(申請・購入対象者との同一の世帯に属する方)のうち購入要件を満たす方で、当該1. の申請・購入対象者と併せて申請を行うことを希望する方は、以下に氏名等を記入してください。

上記1. の申請・購入対象者(以下及び裏面において【a】といいます。)が、【a】と同一の世帯に属する購入対象者(以下及び裏面において【b】といいます。)を代表して、代理申請する場合には、【b】の氏名等を下の欄にご記入ください(この場合、【b】は、それぞれの記名(楷書)をもって裏面の誓約・同意事項(1)～(5)に誓約・同意し、【a】に申請を委任するものとします。)。

	(フリガナ) 氏 名	性 別	生 年 月 日
1		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
2		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
3		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
4		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
5		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日

* 氏名欄等が足りない場合は、裏面に記入してください。

3. 平成31年1月1日時点で、上記1. の申請・購入対象者の方が、親族等から生活の支援を受けている(扶養されている)場合は、下の欄に生活の支援を行っている方(扶養者)の氏名等を記入してください(該当がない場合は記入不要です。)。

扶養者	(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	平成31年1月1日時点の住民票所在地を記載
		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の記名(楷書)をもって下記事項に誓約・同意します。				
(1) 令和元年度分の市町村民税(均等割)の計算において課税される所得がありません。				
(2) 上記1. の申請・購入対象者に関するプレミアム付商品券の購入対象者要件の該当性等を審査するため、市区町村が私について必要な税務情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料(税務情報を含む。)の提供等を他の行政機関等に求めることに同意します。				
(3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います(市区町村から連絡がある場合があります。)。				
				記入日 年 月 日

4. 1. の申請・購入対象者を代理して、1. 、2. について申請を行う場合は、以下に代理人等が氏名等を記入してください。
(代理による申請を行わない場合には、記入不要です。)

記入日	年 月 日				
代理人	(フリガナ) 代 理 人 氏 名	代理人 性別	申請・購入 対象者との 関係	代理人生年月日	代 理 人 住 所
		男・女	1. 法定代理人 2. その他	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、 プレミアム付商品券の購入引換券の交付申請を委任します。					申 請 ・ 購 入 対 象 者

綾部市プレミアム付商品券購入引換券

再発行不可複写禁止

綾部市長 山 崎 善 也 印

購入者氏名

購入者住所

購 入 単 位 4，000円（プレミアム付商品券使用可能額 5，000円）

購 入 回 数 5回 ※一度の購入で複数回分購入可能

（購入時の注意事項）

この購入引換券は、再発行できませんので、大切に保管してください。

身分証明証（パスポート、免許証、健康保険証など）、郵便物など商品券購入窓口来訪者の氏名、住所を確認できるものをお持ちください。

また、ご家族が同一世帯の他のご家族の購入引換券によりプレミアム付商品券を購入することができます。その際には、プレミアム付商品券購入窓口で、ご家族との続柄を申し出てください。代理人、使者等がプレミアム付商品券を購入することもできます。この場合は、被代理人等の購入引換券を提示の上、被代理人等との関係を申し出てください。なお、例えば、代理人等が複数枚以上の購入引換券を持ち込まれた場合には、代理関係等を示す資料の提示及び被代理人等への電話確認などにより代理関係等を詳しく確認させていただく場合があります。

プレミアム付商品券購入の際には、お釣りの出ないようご準備ください。

（綾部市外へ転出された方へ）

本購入引換券は、以下の購入確認欄の未押印欄数に応じ、転入先の市町村のプレミアム付商品券購入引換券と交換できます。例えば、転出前に確認印が2つ押印されていた場合には、転入先では同じく確認印が2つ押された転入先に購入引換券と交換できます。この場合、転入先では、購入単位3つ分のプレミアム付商品券が購入可能です。また、交換時の注意事項は上記の「購入時の注意事項」と同様です。

【購入確認印】

--	--	--	--	--

※購入引換券交付後、購入対象者要件に該当しないことが明らかになった場合は、本購入引換券を返還いただきます。

綾部市使用欄

綾部市告示第 1 6 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、令和元年 7 月 2 2 日から次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和元年 7 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和元年 7 月 2 2 日から令和元年 8 月 5 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

4 供用開始する路線の区間

整理番号	路 線 名	区 間	
0 7 2 1	長 田 線	岡町中沢 1 番 5	岡町中沢 3 7 番 6

綾部市告示第 1 6 1 号

綾部市指定ごみ袋の取扱販売店業務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和元年 7 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 令和元年度取扱販売店等の名称・所在地

取 扱 販 売 店 等 の 名 称	所 在 地
志 賀 郷 振 興 協 議 会	綾部市志賀郷町北町 1 7
ディスカウントドラッグコスモス綾部店	綾部市上延町八反 3 7 ー 1

綾部市告示第 1 6 2 号

あやべ特別市民制度事業費に係る指定代理納付者を指定したので、綾部市会計規則（昭和 5 7 年 4 月 1 日綾部市規則第 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和元年 8 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 指定代理者納付者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
京都クレジットサービス株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町 7 3 1 番地

2 歳入の種類

諸収入（あやべ特別市民会費）

3 指定日

令和元年 8 月 1 日

綾部市訓令甲第 2 5 号

序 中 一 般

綾部市統括保健師等設置規程を次のように定める。

令和元年 7 月 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市統括保健師等設置規程

(設置)

- 第 1 条 市において保健師が処理すべき業務（以下「保健師業務」という。）を組織横断的に調整し、その効果的かつ効率的な処理を図るため、統括保健師を置く。
- 2 統括保健師は、保健推進担当課に配置する。
- 3 統括保健師を補佐するため、統括保健師補佐を置くことができる。
- 4 統括保健師補佐は、保健推進担当課以外にも若干名置くことができる。

(所掌事務等)

- 第 2 条 統括保健師は、次の各号に掲げる事務を所掌する。
- (1) 複数の部課に関係する保健師業務について、当該部課間の連絡調整及び情報共有を行うこと。
- (2) 保健師の保健活動の総合調整及び評価に関すること。
- (3) 保健師の現任教育体制の構築並びに研修等の企画及び実施に関すること。
- (4) 保健師の保健活動に関する調査及び研究に関すること。
- (5) 災害時を含む健康危機管理における保健師の保健活動の連絡及び調整に関すること。
- (6) その他市長が必要と認めること。
- 2 統括保健師補佐は、統括保健師を補佐し、統括保健師に事故があるときは、その職務を代理する。

(指名等)

- 第 3 条 統括保健師及び統括保健師補佐は、保健師業務の経験を有する保健師のうちから、市長が指名する。
- 2 統括保健師及び統括保健師補佐は、上司の命を受けその所掌事務を遂行しなければならない。

(補則)

- 第 4 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和元年 7 月 3 日から施行する。

綾部市公告第 9 4 号

下水道整備事業、公共下水道管渠築造（１－１）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和元年 7 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 1 6 0 号
- (2) 工 事 名 公共下水道管渠築造（１－１）工事
- (3) 工事場所 綾部市田野町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、下水道整備事業に伴う下水管渠を開削工法等により整備するものです。工事区間は生活道路となっているため、歩行者・車両等の通行確保、安全対策、環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 管渠工 V U 2 0 0 ・ V U 1 5 0 L = 4 6 1 m
管渠工 V P 7 5 L = 4 6 m
管渠工 推進管 2 0 0 L = 9 m
マンホール設置工 N = 2 2 基
汚水枳及び取付管工 N = 2 6 箇所
附帯工（上水道管移設）一式
- (6) 予定工期 令和元年 8 月 6 日から
令和 2 年 3 月 2 2 日まで（2 3 0 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者としてします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 平成 3 1 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事の A 1 等級で登録されており、平成 3 1 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第 1 5 条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けているものであること。
- (4) 平成 3 1 年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、土木工事の総合評点が 8 5 0 点以上であること。
- (5) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 0 年 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 2 月

31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。

- (6) 請負金額5,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の土木工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 土木工事に係る技術者を、監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

3 提出書類

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、監理技術者の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2(8)を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 令和元年7月8日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は6,370円です。

(2) 入札参加申請書の受付

①期間 令和元年7月11日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年7月12日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で7月11日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

(1) 入札通知書及び非指名通知書については、令和元年7月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

①期間 令和元年7月19日（金）から

令和元年7月22日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和元年7月24日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①期間 令和元年7月29日（月）午前9時から午後6時まで

令和元年7月30日（火）午前9時から午後2時まで

ただし、紙入札者の提出は7月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年7月31日(水) 午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

(4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

(5) 配置予定の現場代理人、監理技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

⑨

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

添付書類 技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

樣式－3

技 術 資 料

住 所

名 称

1 同種工事又は類似工事の施工実績

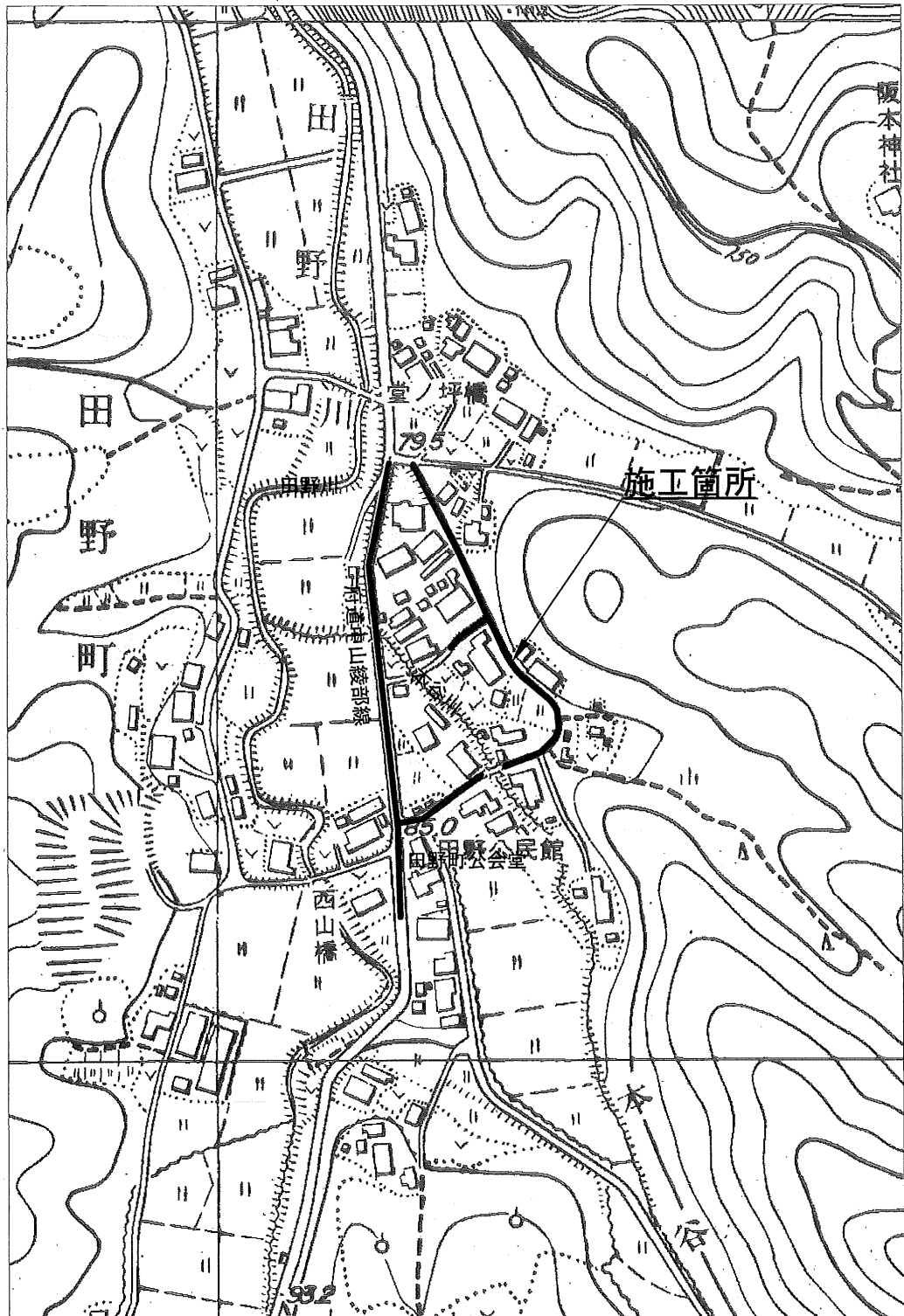
工 事 名 称 等	工 事 名 称		
	発注機関名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工 事 概 要 等			
技 術 的 特 記 事 項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従 事 予 定 者 名			
所 属 会 社 名			
生年月日（年齢）			
最 終 学 歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）			
現在の受持工事	工 事 名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置		

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従 事 予 定 者 名			
所 属 会 社 名			
生年月日（年齢）			
最 終 学 歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）			
現在の受持工事	工 事 名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置		

位 置 図



公共下水道管渠築造（1－1）工事

綾部市公告第 97 号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第 20 条の 2 の規定により公告する。

令和元年 7 月 1 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 98 号

現年発生林業施設災害復旧事業、林道佛谷線復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年 7 月 22 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 501 62 号
- (2) 工 事 名 林道佛谷線復旧工事
- (3) 工事場所 綾部市内久井町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 $L = 48.8 \text{ m}$ $W = 3 \text{ m}$
1 号箇所 $L = 48.8 \text{ m}$
ブロック積工 $A = 185.2 \text{ m}^2$
- (5) 予定工期 令和元年 8 月 27 日から
令和 2 年 1 月 18 日まで（145 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 31 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の A1 等級、A 等級、B 等級のいずれかで登録されており、平成 31 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日の間において、完了工事の成績評点が 60 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年7月22日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は1,080円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年7月25日(木) 午前9時から午後6時まで

令和元年7月26日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で7月25日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年7月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年8月1日(木) から

令和元年8月2日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和元年8月5日(月) 午後5時までに京都府入札情報公開システム

に掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後 5 時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和元年 8 月 1 6 日（金）午前 9 時から午後 6 時まで
令和元年 8 月 1 9 日（月）午前 9 時から午後 2 時まで
ただし、紙入札者の提出は 8 月 1 6 日の午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 5 時までと、8 月 1 9 日の午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 2 時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第 1 1 条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第 1 9 条第 4 項によること。

(2) 開札の日時

令和元年 8 月 2 0 日（火）午後 1 時 3 0 分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和 5 7 年綾部市規則第 2 号）第 7 7 条第 1 項第 2 号及び第 3 号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第 7 8 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第 1 2 条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑩

綾 部 市 長 様

様式-2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住所

氏 名 (印)

電話 番 号

FAX 番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

2) 主任技術者

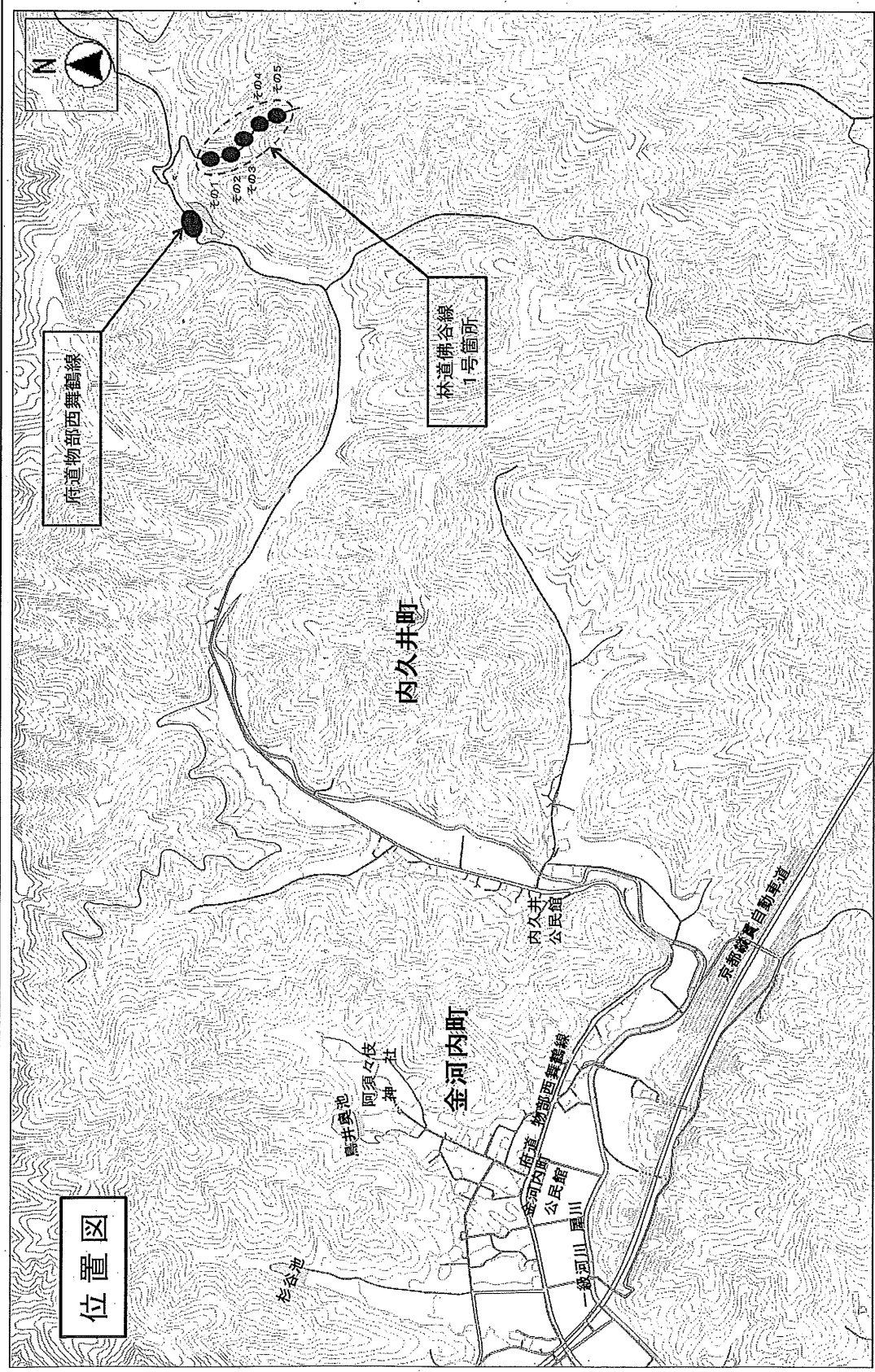
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

林道佛谷線復旧工事位置図



綾部市公告第 9 9 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和元年 7 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 1 0 0 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和元年 7 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 縦覧場所

綾部市農業委員会事務局

2 縦覧期間

令和元年 7 月 3 1 日から令和元年 8 月 1 3 日まで

綾部市公告第 1 0 1 号

綾部農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和 4 4 年政令第 2 5 4 号）第 9 条の規定に該当する軽微な変更をしたので、同法（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項で準用する同法第 1 2 条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和元年 7 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 縦覧期間

令和元年 7 月 3 1 日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

綾部市役所 農林商工部農林課

綾部市公告第102号

綾部市功労者表彰条例（平成30年綾部市条例第1号）に基づき、令和元年8月1日に令和元年度綾部市功労者表彰を受けた者の氏名及び表彰事由は、次のとおりです。

令和元年8月1日

綾部市長 山 崎 善 也

氏 名	表 彰 の 事 由
川端勇夫	平成19年4月から12年間の長きにわたり口上林地区自治会連合会長として、また、平成22年4月から9年にわたり綾部市自治会連合会長を務められ、12地区自治会連合会の連携や調整を行うなど、地域の振興・発展に寄与されました。 また、綾部市の各種協議会、委員会の委員としても市政に多大な貢献をされたほか、国宝光明寺二王門プロジェクト実行委員会の会長を務められ、地域の宝を次世代に継承するため、保存修理の支援などに尽力された功績は誠に顕著であります。
高倉武夫	平成18年9月、地域住民から推されて綾部市議会議員に就任以来、平成30年8月まで3期12年の長きにわたり市議会議員を務められ、議長、副議長、京都地方税機構議会議員や防災対策特別委員会の委員長を歴任し、議会の円滑な運営に尽力するとともに、住民の代弁者として地方自治の進展に寄与された功績は誠に顕著であります。
十倉照子	平成6年12月から24年の長きにわたり、綾部市選挙管理委員会委員を務めるとともに、平成18年12月から12年間、委員長として委員会の円滑な運営に尽力されました。 また、豊富な知識と経験を生かし、選挙の適正な管理執行をはじめ、期日前投票所を増設し、投票率向上に努められた功績は誠に顕著であります。
松井 基	平成10年9月から20年の長きにわたり、綾部市公平委員会委員を務めるとともに、平成14年3月から16年6月間、委員長として常に研鑽に努め、公平な人事行政の確保に尽力された。 さらに、全国公平委員会連合会近畿支部の支部長、京都府公平委員会連合会の会長を務めるなど、より広域な立場からも委員会の運営に尽力された功績は誠に顕著であります。
吉崎 進	平成18年9月、地域住民から推されて綾部市議会議員に就任以来、平成30年8月まで3期12年の長きにわたり市議会議員を務められ、副議長、総務教育建設委員会、防災対策特別委員会の各委員長を歴任し、議会の円滑な運営に尽力するとともに、住民の代弁者として地方自治の進展に寄与された功績は誠に顕著であります。

綾部市公民館の管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 8 日

綾部市教育委員会

教育長 足 立 雅 和

綾部市教育委員会規則第 8 号

綾部市公民館の管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市公民館の管理及び運営規則（平成 1 1 年綾部市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 1 号中「一般財団法人綾部市体育協会」を「一般財団法人綾部市スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市健康ファミリーセンターの管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 8 日

綾部市教育委員会
教育長 足 立 雅 和

綾部市教育委員会規則第 9 号

綾部市健康ファミリーセンターの管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市健康ファミリーセンターの管理及び運営規則（昭和 6 2 年綾部市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「一般財団法人綾部市体育協会」を「一般財団法人綾部市スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市選挙管理委員会告示第 3 2 号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の 5 0 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和元年 7 月 3 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高 野 俊 道

5 7 4 人

綾部市選挙管理委員会告示第 33 号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和元年 7 月 3 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高 野 俊 道

9, 552 人

綾部市選挙管理委員会告示第 34 号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和元年 7 月 3 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高 野 俊 道

4, 776 人

綾部市選挙管理委員会告示第 35 号

令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。

令和元年 7 月 4 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高 野 俊 道

投 票 所 一 覧

投 票 区	投票所の施設の名称	所 在 地
第 1 投票区	綾部市立綾部幼稚園	綾部市上野町上野 1 2 9
第 2 投票区	綾部市市民センター	綾部市並松町上溝口 1 4
第 3 投票区	綾部市保健福祉センター	綾部市青野町東馬場下 1 5 - 6
第 4 投票区	神宮寺公会堂	綾部市神宮寺町重代 2 0 - 1
第 5 投票区	綾部市林業センター	綾部市宮代町前田 2 0 - 5
第 6 投票区	綾部市ふれあいセンター	綾部市大島町内山田 3 2
第 7 投票区	高津公会堂	綾部市高津町荒倉 1 7 - 7
第 8 投票区	綾部市立吉美小学校	綾部市有岡町田坂 1 6
第 9 投票区	釜輪公会堂	綾部市釜輪町乙味井根ノ上 8 - 4
第 1 0 投票区	綾部市立東綾小・中学校	綾部市鷹栖町小丸山 2 5
第 1 1 投票区	西原作業場	綾部市西原町札ノ前 1
第 1 2 投票区	綾部市七百石コミュニティセンター	綾部市七百石町大釜田 1 5 - 5
第 1 3 投票区	綾部市立西八田小学校	綾部市岡安町家ノ下 1 0
第 1 4 投票区	下八田公民館	綾部市下八田町宮ノ越 1 4 - 2
第 1 5 投票区	安国寺公民館	綾部市安国寺町下背戸 6
第 1 6 投票区	綾部市東八田公民館	綾部市梅迫町溝尻 1 - 1 6
第 1 7 投票区	鳥居野公民館	綾部市上杉町鳥居野 1 6
第 1 8 投票区	弥仙会館	綾部市於与岐町宮ノ下 1 7
第 1 9 投票区	黒谷公民館	綾部市黒谷町東谷 2
第 2 0 投票区	綾部市健康ファミリーセンター多目的ホール	綾部市十倉名畑町欠戸 3 1
第 2 1 投票区	位田高城館	綾部市位田町市場 2 8
第 2 2 投票区	綾部市立豊里小学校	綾部市栗町花貝 2
第 2 3 投票区	館町公民館	綾部市館町宮ノ前 9 0 - 2
第 2 4 投票区	綾部市里山交流研修センター	綾部市鍛冶屋町茅倉 9
第 2 5 投票区	湯殿作業場	綾部市小貝町所堺 6
第 2 6 投票区	綾部市物部営農指導センター	綾部市物部町東野 4 6 - 1
第 2 7 投票区	物部会館	綾部市物部町西樋ノ口 2 5
第 2 8 投票区	西坂公民館	綾部市西坂町浄土寺 1 9
第 2 9 投票区	新庄公民館	綾部市新庄町柿 2 0
第 3 0 投票区	白道路公会堂	綾部市白道路町桜ヶ坪 2 0
第 3 1 投票区	綾部市志賀郷公民館	綾部市志賀郷町北町 1 7
第 3 2 投票区	向田公会堂	綾部市向田町稗イ森 4 2 - 3
第 3 3 投票区	金河内町公民館	綾部市金河内町泉田 3 0
第 3 4 投票区	西方公会堂	綾部市西方町貝尻 1 8
第 3 5 投票区	京都丹の国農協旧睦合連絡所	綾部市睦合町井谷 1 8
第 3 6 投票区	綾部市観光センター	綾部市八津合町縄手 1
第 3 7 投票区	五泉荘	綾部市五泉町西巻 1 2
第 3 8 投票区	ふるさと味あやべ工房	綾部市睦寄町鼠塚 3
第 3 9 投票区	綾部市林業者等健康管理センター	綾部市故屋岡町三反田 1 5
第 4 0 投票区	綾部市水源の里・老富会館	綾部市老富町ヒシリ 7 - 1

綾部市選挙管理委員会告示第 36 号

令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を、次のように定める。

令和元年 7 月 4 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

期日前投票所名	所在地	期日前投票所を 設ける期間
綾部市役所 本庁 1 階会議室	京都府綾部市若竹町 8 番地の 1	令和元年 7 月 5 日（金）から 令和元年 7 月 20 日（土）まで 午前 8 時 30 分から午後 8 時まで
上林いきいきセンター	京都府綾部市八津合町 上荒木 5 番地	令和元年 7 月 18 日（木）から 令和元年 7 月 20 日（土）まで 午前 9 時から午後 7 時まで

綾部市選挙管理委員会告示第 37 号

令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における期日前投票所を、次のとおり指定した。

令和元年 7 月 4 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高 野 俊 道

施 設 名	所 在 地
綾部市役所 本庁 1 階会議室	京都府綾部市若竹町 8 番地の 1
上林いきいきセンター	京都府綾部市八津合町上荒木 5 番地

綾部市選挙管理委員会告示第 38 号

令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和元年 7 月 4 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高 野 俊 道

投票管理者・同職務代理者選任表

投票区	投票管理者		同職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
1	片 岡 功	上野町西ケ窪 2 8 番地の 6	久 下 博 史	西町三丁目北大坪 3 番地の 4
2	四 方 諭	味方町宮ノ前 4 6 番地	松 村 淳 史	青野町東馬場下 2 1 番地の 1 6
3	出 口 勝 巳	綾中町中村 2 3 番地の 1	吉 松 正 人	福知山市宇前田小字一ノ宮 1 4 4 0 番地の 8
4	柴 田 勝 則	月見町上正屋 1 4 番地の 3 4	新 川 友 規	西町一丁目 5 6 番地の 1
5	福 井 光 治	本町八丁目 1 0 1 番地	松 藤 晃	上延町下雑面 7 7 番地の 1
6	垣 尾 顕	上延町八反 2 1 番地の 1 0	石 原 良 樹	青野町六反目 2 7 番地
7	大 槻 富美雄	高津町椿ノ木 1 2 番地の 1	平 岡 靖 之	高津町両岡谷 3 1 番地の 3
8	村 尾 泰 造	有岡町田部 3 2 番地	植 原 英 一	里町西ノ糸 1 9 番地の 3
9	林 哲 也	釜輪町溝黒才ケ鼻 1 番地	四 方 和 之	鷹栖町風呂屋 1 1 番地
10	白波瀬 廣 司	下原町上ノ替地 4 5 番地	中 倉 司	上延町蛭子 3 7 番地の 1
11	荒 木 裕 幸	和木町和木成 3 5 番地	西 村 亘	西原町弓矢 1 6 番地
12	四 方 敏 之	七百石町出ノ谷 7 番地の 1	村 上 寛	七百石町八幡 1 6 番地
13	中 瀬 弘 昭	上八田町細田 2 2 番地の 1	出 口 均	寺町門田 4 3 番地の 3
14	内 藤 進	下八田町光味 5 番地	松 下 修	桜が丘二丁目 1 7 番地の 1 0
15	上 原 和 幸	安国寺町井根尻 8 番地の 2	前 田 義 和	桜が丘一丁目 3 番地の 2 3
16	辻 井 均	梅迫町岡ノ段 4 6 番地	守 屋 俊 則	福知山市中坂町 1 番地の 2 6
17	柏 原 敏 幸	上杉町ヤボセ 2 5 番地	川 島 稔 久	味方町中ノ坪 6 6 番地の 6
18	吉 田 高 司	於与岐町キトバ 3 0 番地	野瀬井 常 樹	桜が丘二丁目 1 番地の 1 5
19	福 田 定	黒谷町宮ノ越 5 番地	天 野 将 明	駅前通 4 番地の 1
20	井 上 信 治	佃町柳ケ迫 2 0 番地	高 橋 要一朗	桜が丘二丁目 3 番地の 8
21	門 孝 廣	位田町田岸 2 5 番地の 1	渡 辺 秀 和	七百石町西岡 1 5 番地
22	中 川 静 子	栗町小東 9 0 番地の 3	梅 原 俊 介	西町一丁目 5 6 番地の 1
23	岩 本 淳	館町高谷 3 9 番地の 9 0	野 間 義 憲	青野町館ノ後 4 0 番地
24	塩 見 百 代	小畑町中村 2 0 番地	伊賀原 司	今田町下開 1 0 番地
25	大 槻 憲 一	小貝町新八 9 4 番地	岩 崎 成 樹	青野町西ノ後 2 7 番地の 1 2
26	久 木 康 弘	物部町蓮池 2 3 番地の 1	岡 田 佳 伯	物部町戸尻 5 番地の 1
27	山 下 眞一郎	物部町広畑 7 7 番地	森 本 泰 弘	若松町 1 1 番地の 4
28	大 槻 祐 紀	西坂町段ノ岡 4 5 番地	市 村 武 士	上延町八反 1 2 6 番地の 1
29	松 下 吉 一	新庄町風呂ノ谷 1 番地	酒 井 貴 弘	桜が丘二丁目 1 5 番地の 3
30	上 原 勝 也	白道路町吹ケ多和 3 8 番地の 1	白波瀬 正 彦	野田町広田 3 0 番地
31	岩 瀧 憲 一	志賀郷町鶴井ノ段 1 2 番地	出 口 勇 樹	綾中町花ノ木 5 番地
32	木 枝 宏 行	向田町上大門 3 7 番地	近 松 幹 太	青野町館ノ後 5 1 番地
33	中 島 龍 一	金河内町中地 1 8 番地の 1	坂 根 博 之	坊口町由里 2 6 番地
34	竹 原 幸 春	西方町長岡 6 番地	村 上 智 規	中ノ町二丁目 3 4 番地の 3
35	福 井 英 男	睦合町真野 6 0 番地	馬 田 雅 之	井倉町館 1 2 番地の 5
36	磯 井 進	八津合町西ヶ久保 1 8 番地	太 田 治 生	井根町菱田 1 番地の 1
37	阪 田 薫	五泉町宮ノ腰 2 5 番地	鎌 部 秀 樹	青野町下入ケ口 1 2 番地の 2 4
38	野々尾 浩	睦寄町今飼 4 番地	武 宏 樹	青野町大塚 8 1 番地の 2
39	諏 訪 延 宏	故屋岡町仲道 9 番地	田 中 松 彦	下八田町八ヶ谷 1 番地
40	澁 谷 満 男	光野町沢田 9 番地	古和田 実	睦寄町小野田 8 番地

綾部市選挙管理委員会告示第 39 号

令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和元年 7 月 4 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高 野 俊 道

期日前投票所における投票管理者・同職務代理者選任表

綾部市役所本庁 1 階会議室

期日前投票日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
7 月 5 日 (金)	高 野 俊 道	梅迫町中町 3 8 番地	近 藤 傑	福知山市字土 4 番地の 1 1 2
7 月 6 日 (土)	西 田 愛 子	老富町小谷 3 番 4 番合地	藤 井 莉 子	舞鶴市八反田南町 1 2 0 番地の 2
7 月 7 日 (日)	中 田 誠 治	上野町 1 番地の 2	吉 崎 遼	下八田町堂ノ下 2 1 番地
7 月 8 日 (月)	吉 崎 進	上杉町小嶋 3 0 番地	吉 崎 伊久寿	上杉町小嶋 1 0 番地の 4
7 月 9 日 (火)	高 野 俊 道	梅迫町中町 3 8 番地	四 方 新太郎	里町大坂 1 9 番地の 2
7 月 1 0 日 (水)	西 田 愛 子	老富町小谷 3 番 4 番合地	四 方 健 史	桜が丘二丁目 1 4 番地の 1 2
7 月 1 1 日 (木)	中 田 誠 治	上野町 1 番地の 2	村 上 智 規	中ノ町二丁目 3 4 番地の 3
7 月 1 2 日 (金)	吉 崎 進	上杉町小嶋 3 0 番地	吉 崎 遼	下八田町堂ノ下 2 1 番地
7 月 1 3 日 (土)	高 野 俊 道	梅迫町中町 3 8 番地	浜 木 宏一郎	福知山市駒場新町 3 丁目 8 3 番地
7 月 1 4 日 (日)	西 田 愛 子	老富町小谷 3 番 4 番合地	井 川 佳 祐	舞鶴市字境谷 3 番地の 2
7 月 1 5 日 (月)	中 田 誠 治	上野町 1 番地の 2	森 本 泰 弘	若松町 1 1 番地の 4
7 月 1 6 日 (火)	吉 崎 進	上杉町小嶋 3 0 番地	松 村 淳 史	青野町東馬場下 2 1 番地の 1 6
7 月 1 7 日 (水)	高 野 俊 道	梅迫町中町 3 8 番地	松 山 和 樹	福知山市厚中町 1 0 4 番地
7 月 1 8 日 (木)	中 田 誠 治	上野町 1 番地の 2	吉 岡 啓 介	福知山市石原 1 丁目 2 0 2 番地
7 月 1 9 日 (金)	吉 崎 進	上杉町小嶋 3 0 番地	大 槻 一 郎	高津町荒倉 2 0 番地の 6
7 月 2 0 日 (土)	中 田 誠 治	上野町 1 番地の 2	飯 室 誠	福知山市篠尾新町 3 丁目 7 4 番地

上林いきいきセンター

期日前投票日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
7 月 1 8 日 (木)	西 田 愛 子	老富町小谷 3 番 4 番合地	志 賀 久 男	上延町下雑面 8 4 番地の 1
7 月 1 9 日 (金)	高 野 俊 道	梅迫町中町 3 8 番地	上 原 達 也	延町船田 5 番地の 2
7 月 2 0 日 (土)	西 田 愛 子	老富町小谷 3 番 4 番合地	浜 木 宏一郎	福知山市駒場新町 3 丁目 8 3 番地

綾部市選挙管理委員会告示第 40 号

公職選挙法第 40 条第 1 項ただし書の規定により令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員
通常選挙の投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

令和元年 7 月 4 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高 野 俊 道

投 票 区 名	投票所を開いている時間
第 19 区投票所（黒谷公民館）	午前 7 時から午後 7 時まで
第 40 区投票所（綾部市水源の里・老富会館）	午前 7 時から午後 7 時まで

綾部市選挙管理委員会告示第41号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における綾部市開票区の開票の場所及び日時を、次のように定める。

令和元年7月4日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

- 1 開票場所 日東精工株式会社体育館
綾部市宮代町門ノ前20番地
- 2 開票日時 令和元年7月21日（日） 午後9時30分から

綾部市選挙管理委員会告示第42号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における綾部市開票区の開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和元年7月4日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

参議院京都府選挙区選出議員選挙

開票管理者

住 所 綾部市梅迫町中町38番地
氏 名 高野俊道

同職務代理者

住 所 綾部市上野町1番地の2
氏 名 中田誠治

参議院比例代表選出議員選挙

開票管理者

住 所 綾部市老富町小谷3番4番合地
氏 名 西田愛子

同職務代理者

住 所 綾部市上杉町小嶋30番地
氏 名 吉崎進

綾部市選挙管理委員会告示第43号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上のときの開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のように定める。

令和元年7月4日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

- | | | |
|---|-----|-----------------------------|
| 1 | 場 所 | 綾部市役所 本庁北会議室
綾部市若竹町8番地の1 |
| 2 | 日 時 | 令和元年7月18日（木）午後5時10分から |

綾部市選挙管理委員会告示第 4 4 号

令和元年 7 月 4 日付け綾部市選挙管理委員会告示第 3 8 号で告示した令和元年 7 月 2 1 日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者職務代理者について、次のとおり一部を変更する。

令和元年 7 月 1 1 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高 野 俊 道

変更前

投票区	同職務代理者	
	氏 名	住 所
3 1	出 口 勇 樹	綾中町花ノ木 5 番地

変更後

投票区	同職務代理者	
	氏 名	住 所
3 1	塩 見 徹	青野町鵜ノ目 1 1 番地の 6 4

綾部市選挙管理委員会告示第 4 5 号

令和元年 7 月 4 日付け綾部市選挙管理委員会告示第 4 1 号で告示した令和元年 7 月 2 1 日執行の参議院議員通常選挙における開票を開始する時刻は、6 分繰り下げ午後 9 時 3 6 分とする。

令和元年 7 月 2 1 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高 野 俊 道